

消火器の規格や点検の内容 が改正されました!!

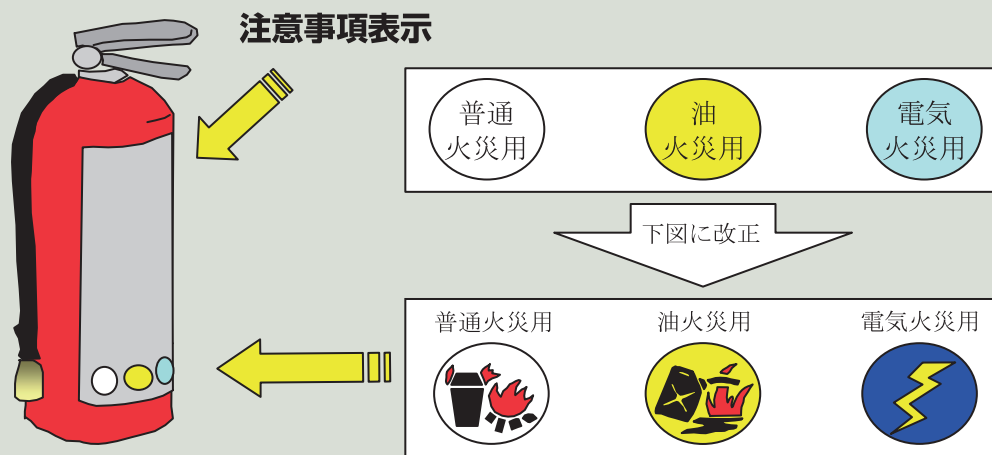
近年発生している老朽化消火器の**破裂事故**を受け、消火器の安全な取扱いや廃棄時の連絡先等の注意事項等について表示が義務付けられるとともに、消火器の定期点検においても**耐圧性能点検**が導入されました。

主な変わった点は次のとおりです。



☆ 注意事項表示の義務づけ（平成23年1月1日施行）

消火器の区分（住宅用・住宅用以外（業務用））や使用時の安全な取扱いに関する事項など注意事項表示が義務づけされました。

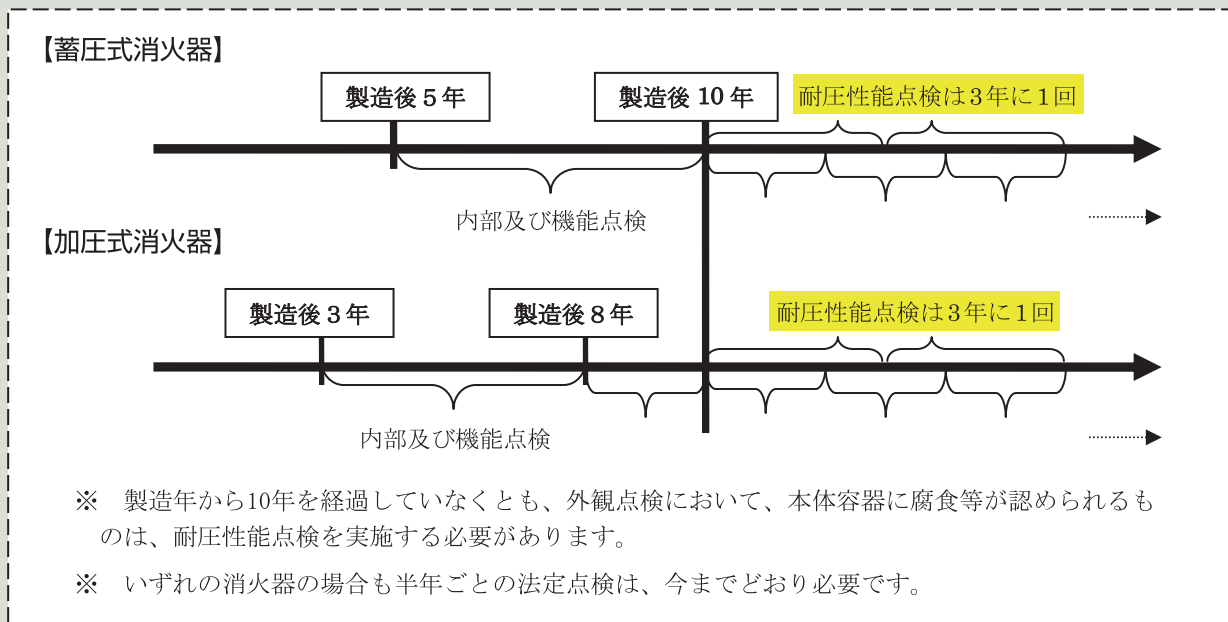


☆ 旧規格の消火器の取扱い（平成23年1月1日施行）

平成23年施行後より1年間（平成33年12月31日まで）は、特例として設置が認められています。平成24年1月1日からは旧規格の消火器を新たに設置することはできません。

☆ 点検基準の改正について（平成23年4月1日施行）

1. 製造年から10年経過したものは耐圧性能の点検が必要となりました。
2. 既に10年を経過しているものは3年以内に耐圧性能点検が必要となりました。
3. 初回の機器点検（内部・機能）の時期について、加圧式・蓄圧式とも製造年から3年でしたが、加圧式は3年のまま、蓄圧式は5年に延長されました。



※ 平成26年3月31日までの間は抜取り方式により耐圧性能点検の実施が可能となります。（外観上、腐食等があるものは除く。）

なお、平成26年4月1日以降は、製造年から10年を経過したものは、全て実施する必要があります。（耐圧性能点検実施後3年を経過していないものを除く。）

【抜取り方式】

- ① 器種、種別、加圧方式の同一のものを1ロットとする。
- ② 3年で全数の確認が終了するように、古いものから抽出する。

※ 廃消火器のリサイクル

廃棄消火器は普通のゴミとは違います。所かまわず放置しないでください。

平成22年1月1日から、古くなった消火器をリサイクルする制度が運用されています。

※ エアゾールタイプの製品はリサイクルの対象となっていません。

※ リサイクルシール代及び運送・保管費用が必要です。

※ 引き取り窓口の探し方

消火器リサイクル推進センターのホームページで引き取りを行っている窓口を検索できます。 <http://www.ferpc.jp/accept/>

（社）北海道消防設備協会

札幌市中央区北4条西5丁目1-4
三井生命札幌共同ビル3階
TEL 011-205-5951

<http://www.hokkaido-setsubikyokai.or.jp>

【お問い合わせ先】